

「東海農政局消費・安全対策交付金評価検討委員会」設置要領

制 定 平成18年 9月 4日 18海消第181号(生)
改 正 令和 5年 9月25日 5海消第297号

第1 設置

東海農政局における消費・安全対策交付金の事後評価の適切な実施を図るため、東海農政局内に「東海農政局消費・安全対策交付金評価検討委員会」(以下「検討会」という。)を設置する。

第2 構成

検討会の委員は、消費・安全部長、消費・安全調整官、消費・安全管理官及び事業関連課の課長とする。

第3 委員長

- 1 検討会の委員長は消費・安全部長が、副委員長は消費・安全調整官がその任にあたる。
- 2 委員長は、検討会を総理し、検討会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

第4 検討会の開催及び公表

- 1 東海農政局長は、東海農政局が行う「消費・安全対策交付金交付等要綱」(令和4年3月31日付け3消安第7340号)第27第7項に基づき、検討会を開催するものとする。
- 2 1により了承が得られた事項は、公表するものとする。

第5 検討会に諮るべき事項

- 1 消費・安全対策交付金の事後評価に関する事項
- 2 その他交付金の事後評価に関し必要な事項

第6 その他

検討会の事務局(庶務)は、関係課の協力を得て、消費・安全部消費生活課において行う。

附則

この要領は、平成18年9月4日から施行する。

附則

この要領は、平成23年9月7日から施行する。

附則

この要領は、平成27年10月6日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月13日から施行する。

附則

この要領は、令和4年11月8日から施行する。

附則

この要領は、令和5年9月25日から施行する。